

「バングラデシュ南部避難民救援金」の受付について

2017年8月下旬から、ミャンマーラカイン州で暴力行為が相次ぎ、隣国バングラデシュへ62万6千人以上の人びと（12月4日現在・国連発表）が避難をしています。

現地では、バングラデシュ赤新月社のボランティアによる食料や水の提供、医師・看護師らによる診療などの救援活動が続けられていますが、避難民の急増により、特に妊産婦や子ども、お年寄りといった災害弱者の健康状態の悪化が懸念されており、日本赤十字社では、この事態に対し、次のとおり救援金を受け付けています。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

1 救援金名

「バングラデシュ南部避難民救援金」

2 受付期間

令和4年3月31日（木）まで

3 受付方法

(1) 窓口持参

次の窓口で受け付けています。

- ・保健福祉課（げんき21）
- ・生田原支所地域住民課
- ・丸瀬布支所地域住民課
- ・白滝支所地域住民課

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号「00110-2-5606」

口座加入者名「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

※ 通信欄に「バングラデシュ南部避難民救援金」と明記願います。

※ ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

※ 受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入ください。

(3) 銀行振込

受付窓口	金融機関名	口座番号	口座名義	受領証発行に係る連絡先
日赤本社	三井住友銀行 すずらん支店	普通 2787769	日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)	日赤本社 パートナーシップ 推進部会員課 (Tel:03-3437-7081)
	三菱UFJ銀行 やまびこ支店	普通 2105774		
	みずほ銀行 クヌギ支店	普通 0623404		

※ 金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

※ 受領証の発行を希望する場合は、各「受領証発行に係る連絡先」に次の内容をご連絡ください。

- 住所
- 氏名（受領証の宛名）
- 電話番号

- 寄付日
- 寄付額
- 振込金融機関名及び支店名

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人税については、法人税第37条第4項の規定に基づく寄附金に該当します

なお、個人住民税に係る寄附金控除の対象とはなりません。